

都市計画法による開発工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による許可に係る下記の開発行為に関する工事は完了したので、その旨を告示します。

令和 8 年 7 月 7 日

伊丹市長 中 田 慎 也

記

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊丹市千僧 4 丁目 386 番

2 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区餌差町 10 番 65 号
株式会社 DOORDO 代表取締役 浅井 勝一

3 許可年月日及び許可番号

令和 8 年 4 月 27 日
伊開許第 1－3 号（2026）